Q　夫婦の離婚，養親子の離縁，子どもの認知など，夫婦，親子等の関係について争いがあるとき，家庭裁判所では，どのような手続を利用できますか？

A　そのような争いは，基本的に話合いにより解決するのが適当だと思われますので，まずは，家事調停を申し立てていただくことになります（家事調停についての詳しいことは，リーフレット「家事事件のしおり」をご覧ください。）。家事調停で解決ができない場合に，人事訴訟を起こすことになります。

Q　人事訴訟とは，どのようなものですか？

A　夫婦，親子等の関係についての争いを解決する訴訟を，「人事訴訟」と言います。

　人事訴訟のうち，代表的なものは離婚訴訟です。離婚訴訟では，財産分与や子どもの養育費，面会交流，年金分割の割合などについても家庭裁判所で同時に決めてほしいと申し立てることができます。また，離婚訴訟とともに，離婚に伴う慰謝料を求める訴訟を起こすこともできます。

Q　人事訴訟は，家事調停とどう違うのですか？

A　家事調停は，調停委員会が当事者双方の話合いを進め，合意による円満な解決を目指す手続ですが，人事訴訟は，当事者双方が言い分を述べ合い，言い分を裏付ける証拠を出し合った上で，裁判官の判決による解決を図る手続です。家事調停は非公開ですが，人事訴訟は特別な事情がある場合を除いて公開の法廷で行われます。

Q　人事訴訟は，どこに起こせばよいのですか？

A　原則として，当事者（離婚であれば夫または妻）の住所地を受け持つ家庭裁判所です。ただし，その家庭裁判所と人事訴訟を起こす前に家事調停を取り扱った家庭裁判所とが違う場合は，家事調停を取り扱った家庭裁判所で人事訴訟を取り扱うこともあります。

Q　人事訴訟を起こすには，どうすればよいのですか？

A　訴状，手数料，郵便切手，戸籍謄本などが必要です。手数料や郵便切手の額，必要な書類及び部数については，窓口でお尋ねください。なお，家庭裁判所では，定型的な離婚の訴状用紙とその説明書を用意しています。

Q　人事訴訟を起こされたときは，どうすればよいのですか？

A　家庭裁判所から，訴状や，期日の呼出状などが届きます。相手の言い分に反論して自分の言い分を示すために，答弁書を提出して，呼出状に記載された期日に裁判所にお越しください。

　なお，家庭裁判所では，定型的な離婚の答弁書用紙とその説明書を用意しています。

日本司法支援センター **法テラスのご案内**

http://www.houterasu.or.jp/

法テラス

法的トラブルで困った時には

ナビダイヤル **0570-078374**

おなやみなし

平日 9:00～21:00　土曜日 9:00～17:00

※固定電話であれば，全国どこからでも３分8.5円（税別）で通話することができます。
※IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。
※ウェブサイトから，電子メールによる問い合わせも受け付けています。

◆裁判所ウェブサイトのご案内

裁判所　検索

http://www.courts.go.jp/

人事訴訟事件の手続に関するご案内や，定型的な離婚の訴状・答弁書用紙とその記入例を提供しています。また，家庭裁判所の所在地や電話番号を掲載しています。

平成27年10月　最高裁判所

ご存じですか？
人事訴訟

家庭裁判所は，夫婦，親子等の関係についての争いを解決するための裁判所です。

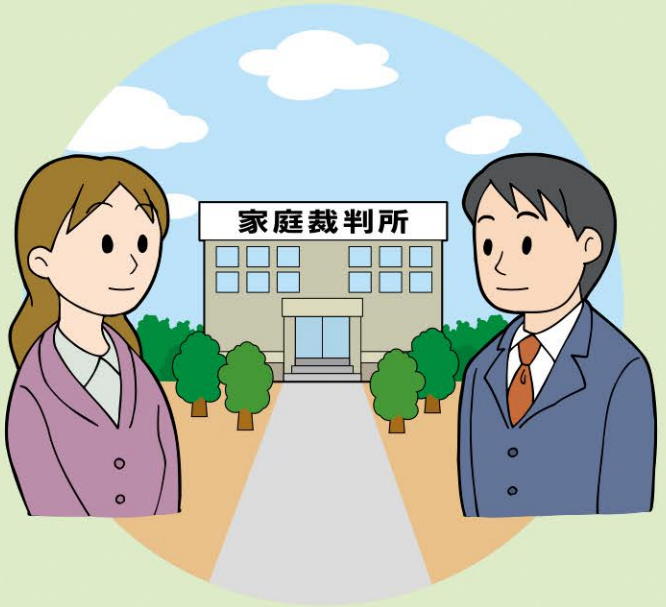

家庭裁判所

人事訴訟の流れ（離婚訴訟の例）

家事調停

・合意による円満な解決を目指す手続です。

【調停不成立など】

・家事調停によって解決ができない場合に，人事訴訟を起こすことになります。

【調停成立】

訴えの提起から審理まで

【訴えの提起】

・原告（訴えを起こす人）は，以下のものを提出する必要があります。
　①訴状
　②手数料（収入印紙）
　③郵便切手
　④戸籍謄本　など
・訴状には，請求の趣旨（判決の結論として求める事項）やその原因となる事実を記載します。
・手数料や郵便切手の額は，家庭裁判所にお問い合わせください。

【答弁書の提出】

・被告（訴えを起こされた人）は，答弁書を提出します。
・答弁書では，訴状の内容を認めるか認めないかを明らかにし，認めないときにはその理由などを記載します。

家庭裁判所における主な審理

【口頭弁論】

・原告と被告それぞれが，事前に提出した書面に基づいて主張を述べ，主張を裏付けるための証拠を提出します。

【争点･証拠の整理】

・争いとなっている点を確認し，争点について提出されている証拠を整理します。

【証拠調べ】

・争点について判断するために，法廷で当事者から事情を聴く（当事者尋問）などの証拠調べを行います。

通常，数回の期日を開いて，上のような手続を進めます。

参与員が，審理や和解の試みに立ち会い，意見を述べることがあります。
参与員は，一般国民の良識を審理に反映させるために国民の中から選ばれた非常勤の国家公務員であり，秘密を守る義務があります。

【事実の調査】

・子どもの親権者の指定などについて，家庭裁判所調査官が行動科学の知識や技法を用いて，調査をすることがあります。

【和解】

・合意ができれば，和解によって解決することができます。

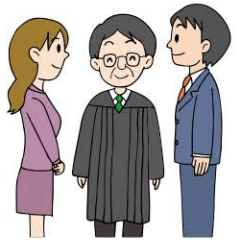

【和解の試み】

【判決】

・裁判官の判決によって争いを解決します。